

石巻健康センター  
指定管理者募集要項

令和5年9月

石巻市  
保健福祉部健康推進課

## 《 目 次 》

1	趣旨	1
2	指定施設	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
3	指定施設の概要	1
	(1) 設置年月日	1
	(2) 建物概要	1
	(3) 施設内容	1
	(4) 運営に係る事項	1
4	スケジュール	1
5	申請することができる団体の資格	2
6	申請の方法	2
	(1) 申請を受け付ける期間	2
	(2) 申請時間	2
	(3) 申請場所	2
	(4) 提出方法	3
	(5) 提出部数	3
7	申請に必要な書類	3
8	公募及び選定の方式	4
9	選定委員会	4
10	選定基準	4
11	選定結果	4
12	指定管理者候補者の選定後の手続	4
	(1) 指定管理者の指定	4
	(2) 指定管理者との協議・協定書締結	4
13	指定期間	5

1 4	指定管理業務に係る経費等	5
(1)	指定管理料	5
(2)	指定管理料等の精算	5
(3)	利用料金について	5
1 5	指定管理者が行う管理の基準	5
(1)	休館日	5
(2)	開館時間	6
(3)	個人情報の取扱い	6
(4)	行政手続の取扱い	6
(5)	情報公開	6
(6)	関係法令等の遵守	6
1 6	指定管理者が行う業務の範囲	6
1 7	管理運営を行うに当たっての留意事項	6
(1)	休館日について	6
(2)	開館時間について	6
(3)	講座等の実施について	7
(4)	事業報告書の作成について	7
1 8	市が行う監督業務	7
(1)	運営の評価等	7
(2)	指定の取消し、業務停止等	7
1 9	市と指定管理者のリスク分担	8
2 0	引継ぎ及び管理運営準備	8
2 1	原状回復義務	8
2 2	現場説明会の開催	8
(1)	開催日時	8
(2)	開催場所	8
(3)	集合場所・集合時間	8
(4)	参加申込受付期間	9
(5)	参加申込受付時間	9
(6)	参加申込書提出場所	9
(7)	参加申込方法	9

2 3	募集要項等に関する質問受付及び回答方法	9
(1)	質問受付期間	9
(2)	質問受付時間	9
(3)	質問書提出場所	9
(4)	質問書提出方法	9
(5)	質問に対する回答	9
2 4	申請に当たっての留意事項	9
(1)	市の自主事業への配慮	9
(2)	市内産業への配慮	1 0
(3)	委託に関する事項	1 0
(4)	接触の禁止	1 0
(5)	グループ応募に当たっての注意事項	1 0
(6)	団体構成の変更の禁止	1 0
(7)	提案内容の変更の禁止	1 0
(8)	虚偽の記載をした場合の取扱い	1 0
(9)	申請書等の取扱い	1 0
(10)	事業計画書等の著作権	1 0
(11)	申請書等の様式	1 0
(12)	費用負担	1 1
(13)	施設の愛称の使用	1 1
(14)	駐車場の確保	1 1
2 5	募集要項等の配布	1 1
(1)	配布期間	1 1
(2)	配布時間	1 1
(3)	配布方法	1 1
2 6	問い合わせ	1 1

## 石巻健康センター指定管理者募集要項

### 1 趣旨

石巻健康センターは、市民の健康増進のための中核施設です。

この施設の管理運営に当たっては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者の有する能力を活用しつつ市民の健康増進と経費の節減を図ることを目的として、平成21年度から「指定管理者制度」を導入し運営を行っています。

この指定期間が令和6年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者を募集いたします。

### 2 指定施設

- (1) 名称 石巻健康センター（愛称「あいプラザ・石巻」）  
 (2) 所在地 石巻市立町一丁目7番3号

### 3 指定施設の概要

- (1) 設置年月日 平成8年4月1日  
 (2) 建物概要 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・アルミニウム板ぶき3階建  
 敷地面積 2,295.00㎡  
 建築面積 1,086.79㎡  
 建築延床面積 1,865.84㎡  
 (3) 施設内容 温水プール（25m×8m）、トレーニングルーム、多目的ホール、  
 教養室（洋室×3室、和室×1室）、健康相談室ほか  
 (4) 運営に係る事項 石巻健康センターの運営実績（決算書）については別表1に、令和5年度講座一覧については別表2に掲載しています。

### 4 スケジュール

指定管理者の募集から管理運営業務開始までの予定は、次のとおりです。

項 目	日 程
募集要項等の配布	令和5年9月15日（金）～9月28日（木）
申請書等の受付	令和5年10月4日（水）～10月18日（水）
現場説明会の参加申込受付	令和5年9月15日（金）～9月28日（木）
現場説明会	令和5年10月2日（月）

質問の受付	令和5年9月15日（金）～9月28日（木）
質問に対する回答	令和5年10月4日（水）～10月6日（金）
指定管理者選定委員会の開催	令和5年11月上旬～中旬
指定管理者の指定	令和5年12月下旬

## 5 申請することができる団体の資格

- (1) 県内に事務所を有する法人又はその他の団体とし、個人での申請はできません。
- (2) 健康運動指導士の資格取得者又は取得見込みの者を有していること。
- (3) 上記にかかわらず次に該当する場合は、申請できません。
  - ① 法律行為を行う能力を有しないもの
  - ② 破産者で復権を得ないもの
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
  - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始しているもの
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っているもの
  - ⑦ 法人においては、国税、都道府県税及び市町村税を滞納しているもの
  - ⑧ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていないもの、又は執行を受けることがなくなっていないもの

## 6 申請の方法

### (1) 申請を受け付ける期間

令和5年10月4日（水）から令和5年10月18日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）を除く。

### (2) 申請時間

午前9時から午後5時まで

### (3) 申請場所

〒986-8501

石巻市穀町14番1号

石巻市保健福祉部健康推進課

(4) 提出方法

申請場所へ直接持参するものとします。

※郵送、Eメール、ファクシミリでの提出は不可

(5) 提出部数

原本1部、副本10部（副本はコピー可）

7 申請に必要な書類

法人又はその他の団体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に提出してください。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式2）、各年度の事業実施計画書（様式3）、収支予算書（様式4）及び事業実施予算書（様式5）、申立書（様式6）、役員名簿（様式7）、役員名簿の提出等に係る同意書（様式7-1又は7-2）、自主事業実施計画書（様式11）
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（その他の団体にあつては会則及び構成員名簿）
- (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (4) 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- (5) 法人にあつては法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、直近1年間の納税証明書（納税義務のある者のみ。）
- (6) 法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書
- (7) 法人にあつては労働保険料納付済証明書
- (8) 法人にあつては従業員等の確認をするため社会保険加入届の控え又は確認通知書及び源泉徴収簿又は給与台帳の写し
- (9) 施設を管理するに当たって資格又は免許が必要な場合には、当該資格又は免許を有していることを証する書類の写し
- (10) グループ構成員届出書（様式8）（グループ応募者のみ）

※1 証明書類は、証明年月日が申請日前3か月以内のもので、発行官公署において定めた様式を使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。

※2 提出に当たっては、書類一覧表（別紙1）で、提出書類をご確認ください。

また、提出書類の体裁は、下記のとおり整えて提出してください。

- ・目次及びページをつけ、項目ごとにインデックス付きの仕切りを挿入する。
- ・バインダー等で綴り、表紙と背表紙に「石巻健康センター指定管理者応募に係る提出書類」及び「法人名等」を記載する。
- ・提出書類は、原則A4版で作成してください。

## 8 公募及び選定の方式

指定管理者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、石巻健康センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、提出された事業計画書等についての書類審査を行い、採点方式により第1順位から第3順位までの候補者を選定します。

## 9 選定委員会

選定委員会の委員は石巻健康センター指定管理者候補者選定委員会規則第2条により10人以内とし、学識経験を有する者及び関係団体から推薦された者で構成します。

## 10 選定基準

石巻健康センターの指定管理者候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本として総合的に審査し、選定を行います。

- (1) 利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、効率的な管理の下、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力、人的能力を有していること。
- (4) 個人情報取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- (5) 法令（条例等を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- (6) 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること。

## 11 選定結果

指定管理者候補者の選定結果は、審査に参加したすべての申請者に文書により通知します。同時に市のホームページで必要な事項を公表します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

## 12 指定管理者候補者の選定後の手続

### (1) 指定管理者の指定

石巻市議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て、第1順位の候補者を指定管理者として指定します。

### (2) 指定管理者との協議・協定書締結

指定管理者と指定管理業務についての細目について協議を行い、協議が整った場合には内容を協定書として締結します。

なお、協議が整わない場合には、次順位の候補者と協議を行います。



### 1 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

### 1 4 指定管理業務に係る経費等

#### (1) 指定管理料

指定管理料は、申請者において施設利用料金収入及びその他収入並びに各種運営費用の試算を行い、その指定管理料の額等を申請者から提案していただくこととします。

また、指定管理料の額の提案に当たっては、その算出根拠を明確に記載してください。

なお、詳細な支払時期や金額等は協定書で定めるものとします。

#### (2) 指定管理料等の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、市が負担する経費については、年度協定書で定める指定管理料のみとし、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として不足額の補てんはしません。

#### (3) 利用料金について

##### ① 利用料金制度の採用

法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用し、利用料金は、指定管理者の収入とします。

##### ② 利用料金の金額

利用料金は、石巻健康センター条例（平成20年石巻市条例第46号。以下「条例」という。）（別紙2）第9条第3項の別表に定める範囲内とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。基本協定締結前に協議のうえ決定することとします。

また、市が指定期間中に条例の利用料金の改定を行った場合は、改めて市長の承認を得て利用料金の額を定めることとします。

##### ③ 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る収入及び経費は、指定管理業務の専用口座で適切に管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理してください。

##### ④ 利用料金の収入年度

利用料金の収入年度は、施設の利用日の属する年度とします。

### 1 5 指定管理者が行う管理の基準

#### (1) 休館日

条例により、1年度当たり60日以内とし、石巻健康センター条例施行規則（平成21年石巻市規則第8号。以下「規則」という。）（別紙2-1）で定める日とします。

**(2) 開館時間**

条例第5条第1項の規定により、開館時間は1日当たり10時間30分以上とし、規則で定める時間とします。

**(3) 個人情報の取扱い**

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に従い、個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、施設の管理運営上知り得た情報を漏らし、又は管理運営以外の目的に使用することはできません。

**(4) 行政手続の取扱い**

石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）の規定を遵守し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に努めていただきます。

**(5) 情報公開**

石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めていただきます。

**(6) 関係法令等の遵守**

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行っていただきます。

**1.6 指定管理者が行う業務の範囲**

- (1) 条例第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 条例第4条に規定する自主事業の実施に関すること。
- (3) 利用の許可、許可の制限及び許可の取消しその他石巻健康センターの利用に関すること。
- (4) 石巻健康センターの利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (5) 石巻健康センターの維持管理に関すること。
- (6) その他石巻健康センターの管理運営に関する業務

※具体的な業務内容及び履行方法については基本協定書において定めることとします。

**1.7 管理運営を行うに当たっての留意事項****(1) 休館日について**

下記条件をもとに休館日を設定し、事業計画書の中で具体的に提案してください。

- ① 休館日は、1年度当たり60日以内とします。
- ② 利用者の利便性に配慮した休館日を設定すること。

**(2) 開館時間について**

下記条件をもとに申請者が開館及び閉館時間を設定し、事業計画書の中で具体的に提案してください。

- ① 開館日の開館時間は、1日当たり10時間30分以上とします。
- ② 市長の承認により、開館時間を延ばすことについての制限は加えません。

### (3) 講座等の実施について

- ① 原則として、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までをいう。）は、令和5年度に石巻健康センターで現指定管理者が行っている講座メニューを引き継ぐこととします。ただし、年間の施設運営計画の調整や講師の確保が出来ない場合及び受講希望者がいない等の理由により講座の継続が困難な場合は、この限りではありません。
- ② 令和7年度以降の講座メニューについては、受講者の意向を加味した上で、指定管理者と協議し決定するものとします。

### (4) 事業報告書の作成について

石巻健康センターの管理運営業務に関する事業報告書を作成し、毎年度終了後1か月以内に市長に提出することとします。

## 18 市が行う監督業務

### (1) 運営の評価等

- ① 必要があると認めるときは、随時、指定管理者に対して管理運営又は経理内容に関する報告を求め、現場での管理運営業務を検証し、指示を行うものとします。
- ② 指定管理者から提出される事業報告書をもとに、毎年度の活動内容を評価し、翌年度以降の効率的、効果的な管理運営業務を遂行していただくよう、指示を行うものとします。

### (2) 指定の取消し、業務停止等

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、市は、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は業務停止等を命ずることとします。

- ① 施設の管理に必要な事項について市長と協定を締結しないとき。
- ② 当該施設の管理運営業務及び経理状況に関する報告の要求若しくは調査に対して、これに応じず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げ、又は指示に従わないとき。
- ③ 関係法令又は協定に定める規定に違反したとき。
- ④ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑤ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は困難になったとき。
- ⑥ 指定管理者による組織的な非違行為が行われた場合又は代表者その他の役員の不正等により社会的信用を失った場合において、当該指定管理者に管理業務を行わせることが著しく不相当と判断される時。
- ⑦ 管理運営業務が適正に行われないうとき。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更正手続を開始しているもの
- ⑩ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の

取消しを受けたことがあるもの

- ⑪ 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納しているもの
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるもの
- ⑬ その他指定管理者としてふさわしくないと認めるとき。

## 19 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別表4のとおりとします。ただし、同表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議のうえ定めることとします。

## 20 引継ぎ及び管理運営準備

指定管理者は、令和6年4月から円滑に管理運営業務が実施できるように、協定締結後速やかに管理運営の準備を開始し、原則として自らの責任において現指定管理者から引継ぎ及び各業務の習得を行うものとします。

また、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継ぎを行うものとします。

## 21 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は業務の指定を取り消されたときは、速やかに当該施設及び設備を現状に回復しなければなりません。ただし、市長が認めたときは、原状回復の義務の全部若しくは一部を免除することができることとします。

## 22 現場説明会の開催

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等についての説明会を下記日程で開催します。参加人数は、1団体につき2人までとし、参加を希望する団体は、現場説明会参加申込書（様式9）を下記の要領で提出してください。

なお、応募を予定している場合は必ず参加すること。

### (1) 開催日時

令和5年10月2日（月）午後1時から

### (2) 開催場所

石巻健康センター 健康相談室（1階）

### (3) 集合場所・集合時間

開催場所へ開催時間の5分前まで集合願います。

(4) 参加申込受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年9月28日（木）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(5) 参加申込受付時間

午前9時から午後5時まで

(6) 参加申込書提出場所

〒986-8501

石巻市穀町14番1号

石巻市保健福祉部健康推進課

FAX: 0225-23-3618、Eメール: ishelpromo@city.ishinomaki.lg.jp

(7) 参加申込方法

直接持参、ファクシミリ又はEメールとします。

## 2.3 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項、現場説明会等についての質問受付を下記の日程で行います。質問がある場合には質問書（様式10）を下記の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年9月28日（木）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(2) 質問受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 質問書提出場所

〒986-8501

石巻市穀町14番1号

石巻市保健福祉部健康推進課

FAX: 0225-23-3618、Eメール: ishelpromo@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

直接持参、ファクシミリ又はEメールとします。

(5) 質問に対する回答

令和5年10月4日（水）から石巻市ホームページへ掲載します。

※電話等による質問の受付及び回答はいたしません。

## 2.4 申請に当たっての留意事項

(1) 市の自主事業への配慮

石巻健康センターでは、指定管理者による講座等の事業を行うことはもとより、市による健康増進事業も行うことを予定しています。指定管理者を指定後、別途協議するものと

します。

**(2) 市内産業への配慮**

指定管理者は、特別な理由がある場合を除き、業務に必要な物品類の発注や調達等は、市内業者への発注に努め、また、職員等の雇用についても積極的に地元から採用するように努めるものとします。

**(3) 委託に関する事項**

管理運営業務を一括して第三者に委託することはできませんが、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務を個々に委託することはできるものとします。その場合には、あらかじめ文書により市の承認を得ることとします。

**(4) 接触の禁止**

審査を公平に行うため、選定委員や行政職員に対して、本件申請についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格又は指定管理者の取消しとなる場合があります。

**(5) グループ応募に当たっての注意事項**

グループ構成員を確認するため、グループ構成員届出書を提出していただくこととします。なお、単独で応募した法人又はその他の団体は、グループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

**(6) 団体構成の変更の禁止**

グループ応募をする場合、申請書等の提出後の構成員の変更は原則として認めません。ただし、構成員の倒産等特別な事情があると認められ、かつ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合、変更を認めるものとします。

**(7) 提案内容の変更の禁止**

一度提出された申請書等の内容は、変更することはできません。ただし、内容の明らかな間違いと認められる場合は、この限りではありません。

**(8) 虚偽の記載をした場合の取扱い**

申請書等に虚偽又は不正の記載があった場合には、失格又は指定管理者の取消しとなる場合があります。

**(9) 申請等の取扱い**

提出された申請書等は、返却しません。また、当該書類は石巻市情報公開条例の対象となります。

**(10) 事業計画書等の著作権**

事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合、その他市が必要と認めるときは、その内容を使用できるものとします。

**(11) 申請書等の様式**

指定管理者指定申請書や事業計画書等の様式については市で配布する様式を使用することとし、新たな項目の追加や変更は認めません。ただし、書類作成の都合上、枠内に収

まらない等の理由により書式を変更する場合は、この限りではありません。

**(12) 費用負担**

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

**(13) 施設の愛称の使用**

市において石巻健康センターの愛称を「あいプラザ・石巻」と定めております。施設の管理運営に当たっては、この愛称を使用していただくことになります。

**(14) 駐車場の確保**

石巻健康センターは、現指定管理者において民間業者から31台分の駐車スペースを借用していますので、引き続き当該スペースを確保していただくことになります。

**2 5 募集要項等の配布**

**(1) 配布期間**

令和5年9月15日（金）から令和5年9月28日（木）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

**(2) 配布時間**

午前9時から午後5時まで

**(3) 配布方法**

① 窓口配布

石巻市穀町14番1号  
石巻市保健福祉部健康推進課

② 石巻市ホームページよりダウンロード

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>よりダウンロードしてください。  
なお、ダウンロードする場合には、配布時間の制限はありません。

**2 6 問い合わせ**

石巻市穀町14番1号  
石巻市保健福祉部健康推進課  
電 話 0225-95-1111（内2416）  
FAX 0225-23-3618  
E-Mail: ishelpromo@city.ishinomaki.lg.jp

申請される方は、必ず、この募集要項をご覧いただき、詳細をご確認いただきますようお願いいたします。